

平成28年度第1回

気仙構想区域 地域医療構想調整会議 資料 1

地域医療構想調整会議について

平成28年11月28日
岩手県保健福祉部医療政策室

1 地域医療構想のポイント①

【地域医療構想とは？】

急速な少子高齢化による医療介護需要の増大と疾病構造の変化に対応するために都道府県が策定する地域における将来の医療提供体制に関する構想で、将来の医療需要に応じた、より効率的で質の高い医療提供体制の構築を目指すものです。

【必要病床数（将来の病床の必要量）とは？】

平成25年の実際の医療の実績に基づき、平成37年の人口推計などを踏まえて将来の医療需要を推計し、その需要に応じて必要になる病床数を4つの病床機能ごとに推計したものです。

【4つの病床機能とは？】

機能区分	入院医療の内容
高度急性期	難しい手術や集中治療室への入院
急性期	一般的な手術や手厚い看護の必要な入院
回復期	急性期後のリハビリや在宅への復帰に向けた入院
慢性期	慢性的な病状の患者さんが長期で療養を行うための入院

【必要病床数の性格】

- 将来のあるべき医療提供体制を検討するための方向性を示すものです。
- 法令に従い、一定の仮定に基づいて推計したもので、今ある病床を必要病床数まで直ちに削減するものではありません。
- 地域で不足する病床機能への転換や在宅医療等の体制整備などについては、地域での協議を踏まえて医療機関が自主的に構想の実現に取り組みます。

1 地域医療構想のポイント②

【構想区域とは？】

地域医療構想では、構想区域（二次保健医療圏）を単位として将来の医療提供体制を一体的に構想し、その実現に取り組みます。

【病床機能報告制度とは？】

一般病床・療養病床のある医療機関は、現在の病床機能と6年後の病床機能の予定を4つの機能区分から選択し、毎年報告することになっています。

【協議の場（地域医療構想調整会議）について】

地域医療構想の実現に向けては、構想区域ごとに県が設置し、医療関係者や市町村等を構成員とする「協議の場」（地域医療構想調整会議）で話し合いを行い、その協議結果に基づいて取組を進めていきます。

【協議の進め方】

地域医療構想調整会議では、病床機能報告の結果などを参考に、地域の実情を踏まえて、病床機能の分化と連携の推進、医療と介護の連携、在宅医療等の体制整備、医療従事者の確保等について協議します。

【在宅医療等について】

患者が住み慣れた地域や自宅で生活しながら必要な医療を受けられるためには、在宅医療等の体制整備に取り組むことが必要となりますが、地域の実情を踏まえた在宅医療等の体制整備が先行したうえで、在宅医療等への移行を進めることが不可欠です。

2 地域医療構想調整会議について

地域医療構想に関する会議

都道府県単位の会議

都道府県

意見聴取

地域医療構想
(医療計画の一部)

都道府県医療審議会

(医療法第71条の2)

- 都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議

医療専門職、市町村、保険者の代表、学識経験者等

岩手県医療審議会医療計画部会

岩手県地域医療構想調整会議

医療計画

地域医療対策協議会

(医療法第30条の12)

- 救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保等必要とされる医療の確保について協議
- 都道府県は参加者として関係者と共に協議し、施策を策定・公表

二次医療圏等単位の会議

構想区域※1

※1 二次医療圏を原則としつつ、将来における要素を勘案して設定

二次医療圏

(平成27年2月末現在344圏域)

圏域連携会議

(医療計画作成指針平成24年3月30日)

- 必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場

活用※3

※3 圏域連携会議など、既存の枠組みを活用した形での開催も可能

(区域ごとの) 地域医療構想調整会議

(医療法第30条の15)

- 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- 病床機能報告制度による情報等の共有
- 都道府県計画※2に盛り込む事業に関する協議
- その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

地域医療構
想調整会議

地域医療構
想調整会議

地域医療構
想調整会議

- 複数の地域医療構想調整会議、複数の都道府県による合同開催や、地域・参加者を限定した形での開催など柔軟な運用が可能
- 特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合には専門部会・ワーキンググループを設置

※2 都道府県が作成する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する目標を達成するために必要な事業の実施に関する計画
消費税増収分を活用し都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用し、計画に掲載された事業に要する経費を支弁

圏域
連携
会議

圏域
連携
会議

圏域
連携
会議

3 地域医療構想調整会議の主な協議事項について

医療と介護の総合的な確保の推進

地域包括ケアシステム・ 介護提供体制の構築

県介護保健事業支援計画
市町村介護保健事業計画 の策定・推進

国では、入院医療や在宅医療等の需要を踏まえ、今後、改訂される次期介護保険事業支援計画等に反映することを検討中

医療提供体制の構築

医療計画の策定・推進

5疾病 5事業等

地域医療構想

介護関係の会議等

市町村レベルの地域ケア会議（地域ケア推進会議）、地域包括支援センター運営協議会、介護保険運営協議会等

医療介護連携や、在宅医療等については、テーマや関係者の範囲に応じて地域ケア会議等の場で議論

圏域連携会議等

5疾病 5事業等に係る医療提供体制の構築に向けて、課題、必要な施策等を明らかにし、数値目標を設定して、計画の推進、進捗管理に取り組む。

地域医療構想調整会議

将来の医療需要に応じた入院ベッドの役割分担を協議

地域の実情を踏まえた、入院、在宅医療等、介護の最適配分（あるべき姿）を検討

その他地域医療構想の達成に必要な事項

保健所運営協議会、医療・介護連携会議等の場を活用し、一体の場で議論

保健所ごとの医療・介護連携等に関する会議

医師確保等

岩手県地域医療対策協議会、奨学金養成医師配置調整会議等の場を中心に議論

4 気仙構想区域地域医療構想調整会議における論点の方向性

気仙構想区域における地域医療構想実現に向けた課題

- 予定されている回復期への病床機能の転換を着実に進める必要があります。
- 過剰となることが予測される急性期の病床に係る医療資源を在宅医療等の体制整備に活用していくこと等を検討する必要があります。
- 高度急性期については、県立大船渡病院救命救急センターが整備されており、周辺の構想区域や高度急性期中核である高度救命救急センターが整備された盛岡構想区域との適切な連携体制を引き続き確保する必要があります。
- 慢性期については、釜石構想区域や胆江構想区域等と連携した医療提供体制となっていることから、これらの構想区域との適切な連携体制を引き続き確保する必要があります。
- 75歳以上の人口が平成37年にかけて増加することから、高齢化に伴って増加する疾病への対応が必要と考えられます。

（「岩手県地域医療構想」より抜粋）



論点の方向性

- ・ 不足が見込まれる回復期機能への病床機能の転換など、構想区域における病床機能の分化と連携について
- ・ 地域完結型医療への移行を目指し、医療と介護の連携や在宅医療等の体制整備等について。特に、地域の実情を踏まえた入院、在宅医療等、介護の最適な体制について

5 本日の会議で議論いただきたい点

岩手県地域医療構想調整会議運営要領

- 第2条 調整会議は、所管する構想区域等における次の事項について協議する。
- (1) 病床機能の分化と連携の推進に向けて病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
 - (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
 - (3) 所管する構想区域等における病床機能の分化と連携の推進等に必要なる事業として岩手県計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づき毎年度策定する岩手県計画をいう。）に盛り込む事業に関する事項
 - (4) その他地域医療構想を実現するために必要な事項

具体的な議論の進め方（想定）

